

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公表番号】特表2008-513709(P2008-513709A)
 【公表日】平成20年5月1日(2008.5.1)
 【年通号数】公開・登録公報2008-017
 【出願番号】特願2007-532949(P2007-532949)
 【国際特許分類】

F 1 6 L 11/12 (2006.01)

B 0 1 F 5/00 (2006.01)

F 2 8 F 1/08 (2006.01)

【F I】

F 1 6 L 11/12 M

B 0 1 F 5/00 D

F 2 8 F 1/08

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月6日(2009.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オレフィン生成炉を含む炉であって、この炉は反応管を更に含み、この反応管は、実質的に螺旋状の経路に追従する中心線(40)を有し、その螺旋の振幅(A)は前記反応管の内径(D_1)の半分以下であり、前記反応管の管腔に沿う視線を与えることを特徴とする炉。

【請求項2】

請求項1の炉において、前記反応管は実質的に円形状の断面と外径(D_E)とを有すると共に、前記反応管は仮想包絡線(20)内に包含され、この仮想包絡線は長さ方向に延伸して前記反応管の掃引幅に等しい幅(W)を有し、この包絡線の幅は、前記反応管により占められる側方空間を規定し、且つ前記反応管の外径(D_E)よりも大きい炉。

【請求項3】

請求項2の炉において、前記包絡線は中央縦軸(30)を有し、この中央縦軸の周りで前記反応管の前記螺旋中心線(40)が螺旋経路に追従すると共に、前記中央縦軸が直線である炉。

【請求項4】

請求項2の炉において、前記包絡線は中央縦軸(30)を有し、この中央縦軸の周りで前記反応管の前記螺旋中心線(40)が螺旋経路に追従すると共に、前記中央縦軸が曲線である炉。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか一項に記載の炉において、前記螺旋の前記振幅(A)は前記反応管の前記内径(D_1)の0.4以下である炉。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れか一項に記載の炉において、前記螺旋の角度は 55° 以下である炉。

【請求項7】

請求項 1 乃至 6 の何れか一項に記載の炉であるオレフィン生成炉を熱分解によるオレフィン生成のために用いる方法。